



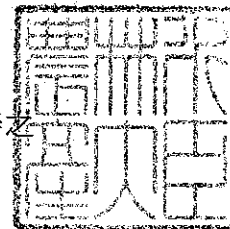
(参考資料3)

15消安第3368号
平成15年11月11日

食品安全委員会

委員長 寺田雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



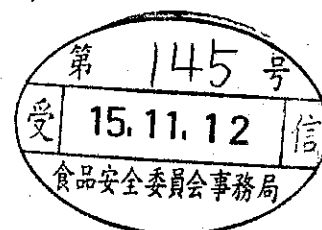
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のチの規定に基づき、次に掲げる飼料の安全性についての確認を行うこと

ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統



(別紙)

安全性の確認に当たり意見を聴取する飼料の概要

1 品目名

ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統

2 安全性確認申請者

日本モンサント株式会社

3 使用方法

遺伝子組換え体でないテンサイと同様に、製糖後の副産物をビートパルプとして主に牛等用の飼料に用いる。

4 特徴

除草剤グリホサート（商品名：ラウンドアップ）の影響を受けずに生育できる性質を付与

グリホサートは、植物中の酵素と特異的に結合してその働きを阻害する。その結果、植物は必要なアミノ酸が合成できずに枯死する。H7-1系統はグリホサート存在下でも機能する酵素を発現する遺伝子を導入したものであり、除草剤グリホサートの影響を受けずに生育できる。

5 食品安全委員会に意見を聴く事項

上記の品目に関する飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のチの規定に基づく安全性についての確認（食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号）

<安全性確認フローシート>

